

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号。以下「法」という。)に基づき、道州制特別区域推進本部で案を作成し、閣議決定を行うもの。

1. 広域行政の推進の意義及び目標

- 法の仕組みを通じて事務・事業の委譲等の実績を積み重ねていくことにより、将来の道州制導入に向けて国民的な論議の進展に資すること。
- 地方分権の推進、行政の効率化、各地方の自立的発展が目標であること。
- 特定広域団体による、市町村への事務・事業の委譲の積極的推進、市町村の自主的な合併の促進、出先機関の計画的かつ着実な再編への取組が期待されること。

2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 広域行政の推進に当たっての基本姿勢、特定広域団体の提案、交付金、連携・共同事業等について記述。
- 特定広域団体の提案については、本部はその趣旨を十分尊重した上で検討すること、その際、参与たる、特定広域団体の知事及び全国知事会の推薦する都道府県知事は、本部会合に出席し、議論に参画すること。
- 関係省庁は、提案の実現に積極的に取り組むこと。

3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間

- 計画の計画期間は、平成19年4月1日から5年間とすること。

4. 道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

- 計画の期間、作成手続、記載事項等のほか、計画の作成に当たっての留意点について記述。

5. 広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

- 広域行政を効果的かつ効率的に推進していくためには、国の施策の効果・影響等を検証し、改善すべき事項等を明らかにしていく政策的な評価が重要。
- ①毎年度内閣府がフォローアップを行い本部に報告する。②計画期間満了時等に本部が3. の措置を継続する必要性等の評価を行う。③平成27年度の制度の検討の際に本部が必要な評価を行う。

別表1 法令の特例措置

別表2 法令の特例措置以外の法令に関する措置